

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
20	年金生活者支援給付金の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

加古川市は、年金生活者支援給付金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

加古川市

## 公表日

令和7年1月10日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	年金生活者支援給付金の支給に関する事務
②事務の概要	年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき、下記の事務を執り行う。 ①年金受給者及び年金受給者の属する世帯員の収入等の状況についての情報提供 ②年金生活者支援給付金の裁定請求書の受付
③システムの名称	1. 国民年金システム 2. 住民基本台帳ネットワークシステム 3. 宛名管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
年金生活者支援給付金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、番号法という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下、別表第一省令という)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市番号利用条例又は加古川市番号利用条例施行規則により個人番号の利用を行うことができるとされているもの  (1)番号法 ・第9条第1項 別表 128の項  (2)別表第一省令 ・第68条の2  (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ②番号利用条例施行規則  ※今後、上記の法令において改正が行われた場合は、適宜追加・修正を行う。
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]  <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	医療助成年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 総務部 総務課 079-427-9132(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒675-8501 兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地 加古川市 健康医療部 医療助成年金課 国民年金係 079-427-9193(直通)
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 1万人以上10万人未満 ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満(任意実施)            2) 1,000人以上1万人未満            3) 1万人以上10万人未満            4) 10万人以上30万人未満            5) 30万人以上         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 500人未満 ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 500人以上 2) 500人未満         </div> </div>
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[ 発生なし ]</span> <div style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 発生あり 2) 発生なし         </div> </div>

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ <input type="radio"/> ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ <input type="radio"/> ]接続しない(入手) [ <input type="radio"/> ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 人手を介在させる作業</b> [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住民基本台帳ネットワークシステム及び国民年金システムにより照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、年金生活者支援給付金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報が記載された申請書の保管・廃棄	
<b>9. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検	[ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査
<b>10. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
<b>11. 最も優先度が高いと考えられる対策</b> [ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	業務システムの利用は認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。また、権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、利用権限を更新し、当該IDを失効させているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月24日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	神戸 生也	鹿間 隆泰	事後	-
平成29年5月24日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-連絡先-電話番号	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-
平成31年4月1日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長	医療助成年金課長 鹿間 隆泰	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-5. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	課長	事後	-
令和1年6月19日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	079-427-9135 (直通)	079-427-9132 (直通)	事後	-
令和1年6月19日	II しいき値判断項目-1. 対象人数-いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	-
令和1年6月19日	II しいき値判断項目-2. 取扱者数-いつの時点の計数か	平成27年6月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	(新規)	基礎項目評価書	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)-目的外の入手が行われる場合のリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-3. 特定個人情報の種類-目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-3. 特定個人情報の種類-権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	(新規)	委任しない	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	(新規)	接続しない	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	(新規)	十分である	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-8. 監査・実施の有無	(新規)	内部審査	事後	-
令和1年6月19日	IV リスク対策-9. 授業者に対する教育・啓発-授業者に対する教育・啓発	(新規)	十分に行っている	事後	-
令和2年9月30日	IV リスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	委託しない	事後	-
令和2年9月30日	II しいき値判断項目-1. 対象人数-いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	-
令和2年9月30日	II しいき値判断項目-2. 取扱者数-いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年6月1日時点	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-請求先	加古川市 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市 総務部 総務課	事後	-
令和3年9月14日	I 関連情報-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ-連絡先-連絡先部署	加古川市 市民部 医療助成年金課 国民年金係 079-427-9193(直通)	加古川市 健康医療部 医療助成年金課 国民年金係 079-427-9193(直通)	事後	-
令和4年7月25日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(2)別表第1省令 ・なし	(2)別表第1省令 ・第68条の2	事後	-
令和7年1月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 95の項	(1)番号法 ・第9条第1項 別表 128の項	事後	-
令和7年1月10日	II しいき値判断項目-1. 対象人数-いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	-
令和7年1月10日	II しいき値判断項目-2. 取扱者数-いつの時点の計数か	令和2年6月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	-
令和7年1月10日	IV リスク対策-8. 入手を介在させる作業	(新規)	十分である 住民基本台帳ネットワークシステム及び国民年金システムにより照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、年金生活者支援給付金事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・特定個人情報記載された申請書の保管・廃棄	事後	-
令和7年1月10日	IV リスク対策-11. もっとも優先度が高いと考えられる対策	(新規)	十分である 業務システムの利用は認証用カードとユーザIDおよびパスワードで認証を行っている。また、権限を有していた職員の異動退職等により、権限を失効させる場合は、認証用カードをシステム管理部門に返却するとともに、利用権限を更新し、当該IDを失効させているため、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策十分であると考えられる。	事後	-